



---

## TMI 特別セミナーのご案内

### 【追加開催】「中国サイバーセキュリティ法の実務対応」

日 時: 2019年11月1日(金)14:30~16:30(受付開始14:00)

会 場: 〒106-6123 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階  
TMI総合法律事務所 第8・9会議室

講 師: TMI総合法律事務所  
大井 哲也 パートナー弁護士  
李 英 愛 中国律師

参加費: 無料

---

謹啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

中国では、2017年6月にサイバーセキュリティ法が施行されました。同法は、個人データの保護という視点のみならず、ネットワーク運営者に対して広くネットワークのセキュリティを維持することを求めています。また、同法は、中国国家にとって重要なデータを保護するという趣旨も併せ持ちます。それゆえ、同法には、中国国内でのデータ保管を要請するいわゆるデータ・ローカライゼーション規制も含まれています。

また、中国では、2018年5月1日から、日本の個人情報保護法に近い性格を持つ個人情報安全規範が施行されており、実務上の重要な基準・指針となっています。同規範が求める遵守事項は多岐に及び内容も相当に詳細となっています。

本セミナーでは、中国サイバーセキュリティ法や個人情報安全規範の内容を概観するとともに、実際にどのようなステップを踏んでこれらの法律や規範に対応するかという点についてもお話させて頂く予定です。

是非ご参加を賜りますよう、ご案内申し上げます。

謹白

## 【TMI 特別セミナーの概要】

講義パート(1 時間 30 分)と Q&A パート(30 分)の合計 2 時間となる予定です。Q&A パートにおいては、日本企業様から頂くことので多いご質問についてディスカッション形式でお答えするとともに、会場からのご質問にもお答えする予定です。

1. 個人情報保護規制とデータ・ローカライゼーション規制
2. 規制対象者(ネットワーク運営者と重要情報インフラ運営者)
3. 罰則
4. 中国サイバーセキュリティ法の要求事項
  - (1) サイバーセキュリティ等級保護義務
  - (2) サイバーセキュリティ・インシデント対応プランの策定義務
  - (3) ネットワーク製品・サービスの国家標準適合義務
  - (4) 個人情報および重要データを中国国内に保管する義務
  - (5) 個人情報および重要データの越境に制限を設ける義務
  - (6) 個人情報保護原則の遵守義務
  - (7) 個人情報の正確性担保義務
  - (8) 個人情報の第三者提供の禁止
  - (9) サイバーセキュリティ・インシデントの報告義務
  - (10) ネットワーク情報の安全に関する苦情申立て・通報受付義務
5. 個人情報安全規範、各種規則・ガイドラインの対応策
6. Q&A

## 【講師紹介】

### 大井 哲也

#### <経歴>

- 2001 年 10 月 TMI 総合法律事務所勤務
- 2007 年 5 月 ウィリアム・リチャードソン・スクールオブロー卒業 (LL.M)
- 2007 年 8 月 ホノルルのカールスミス・ボール法律事務所勤務
- 2011 年 1 月 パートナー就任

### 李 英愛

#### <経歴>

- 2000 年 3 月 中央大学大学院法学研究科修士課程修了
- 2002 年 5 月 TMI 総合法律事務所勤務
- 2004 年 3 月 中国律師(弁護士)資格取得
- 2014 年 1 月 カウンセル就任

## 【申込方法】

以下の、本セミナー専用お申込ページよりお申込みをお願いいたします。

申込期間 : 2019 年 10 月 17 日(木)10:00~10 月 21 日(月)17:00

本セミナー専用お申込ページ : <https://tmi.smktg.jp/public/seminar/view/582>

※大変申し訳ございませんが、1 社 1 名様のご参加とさせていただきます。なお、ご希望される方が 40 名様を超えた場合には、抽選とさせていただきます。何卒ご了承をお願いいたします。

※会場内での録音・録画はご遠慮ください。

※受付事務との関係で、セミナー開始後 30 分以降は、入室をご遠慮いただく場合がございます。

<本件に関するお問い合わせ先>

TMI 総合法律事務所

担当: 清本・浅井

電話: 03-6438-5511(代表)

e-mail: tmi-privacy-seminar-201910@tmi.gr.jp